

## ■ワクチン・検査パッケージ(VTP)制度に関するQ&A ver20211224

項目	質問	回答
1	制度全般 「ワクチン・検査パッケージ制度」とは何か。	「ワクチン・検査パッケージ制度」は、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を活用し、感染リスクを低減させ、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動制限の緩和を可能とするものです。
2	制度全般 ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、今後は店舗に行動制限が課されることはなくなるのか。	今後、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、国又は県の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。
3	制度全般 ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、今後は、休業や営業時間短縮の要請が行われても、要請に応じずに営業することができるのか。	休業や営業時間短縮の要請は、ワクチン・検査パッケージ制度による行動制限の緩和対象ではありません。国又は県から休業や営業時間短縮の要請が行われた場合は、要請に応じていただくこととなります。
4	制度全般 飲食店は、必ずワクチン・検査パッケージ制度に登録しなければならないのか。	ワクチン・検査パッケージ制度の登録を義務づけるものではありませんが、行動制限緩和の適用対象となるためには登録が必要です。
5	制度全般 ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、登録後からは常に(毎日)、入店者のワクチン接種歴又は検査結果の確認が必要になるのか。	ワクチン・検査パッケージ制度が適用されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において行動制限(同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける、カラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請)が課されている期間に限定されます。行動制限が課されていないときは、ワクチン接種歴等を確認する必要はありません。
6	制度全般 ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、登録後からは、全ての入店者のワクチン接種歴又は検査結果を確認しなければならないのか。	ワクチン・検査パッケージ制度は、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認することで、課されている行動制限を緩和する制度です。このため、行動制限下において、同一テーブル・同一グループでの5人以上の会食を希望する場合や、カラオケ設備の使用を希望する場合のみ、その希望者全員の接種歴等の確認が必要となります。行動制限の対象とならないお客様について、確認する必要はありません。
7	制度全般 お客様が入店時に提示する書類やデータについて、ワクチン接種歴に限定し、陰性の検査結果は取り扱わないこととしてもよいか。	お客様が、ワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとすることは、ワクチン・検査パッケージには該当せず、行動制限の緩和の適用対象とはなりません。
8	制度全般 ワクチン・検査パッケージ制度に登録した飲食店は、同一テーブルに5人以上を座らせることができるようになるのか。	ワクチン・検査パッケージ制度への登録は、認証店であることが要件となっており、認証基準の遵守が必要です。座席についての距離の確保や、パーティションの設置、換気等の認証基準である感染防止対策は、引き続き徹底していただきます。
9	登録 いつから、ワクチン・検査パッケージ制度の登録店として行動制限の緩和の適用を受けられるのか。	「ワクチン・検査パッケージ登録ステッカー」が店舗に到着した段階で、行動制限の緩和の適用を受けることができます。ただし、実際に行動制限が緩和されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において、行動制限が課されている場合に限られます。ワクチン・検査パッケージ登録ステッカーは、登録申請受付後、1～2週間以内に店舗に発送する見込みですが、登録申請が非常に多い場合は、発送に時間を要することがあります。
10	登録 ワクチン・検査パッケージ制度の登録の際、現地調査は行われるのか。	現在、登録に当たっての現地調査は予定していません。ただし、登録後、必要に応じて適用状況を調査させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
11	登録 ワクチン・検査パッケージ制度に登録後、辞退することは可能か。	登録の取消しを希望する場合は、書面様式等で県に報告する必要があります。また、登録内容に変更がある場合も、報告が必要です。(各様式については、現在準備中です。準備でき次第、ホームページ等に掲載する予定です。)
12	飲食 飲食に関して、ワクチン・検査パッケージ制度の登録によって何が可能になるのか。	同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請されている時に、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を希望するお客様が来店した場合、そのグループ全員の接種歴等を確認できれば、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能となります。(同一グループ・同一テーブルでの4人以下での会食を希望するお客様が来店した場合は、ワクチン接種歴等の確認は不要です。)

	項目	質問	回答
13	カラオケ設備の利用	カラオケに関して、ワクチン・検査パッケージ制度の登録によって何が可能になるのか。	緊急事態措置区域等において、カラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請が行われている時に、当該飲食店等が来店者全員の接種歴等を確認できれば、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能になります。 なお、認証店でカラオケ設備できるのは、「カラオケを使用する」として認証を受けた認証店に限ります。 「カラオケを自粛する」として認証を受けた認証店がカラオケ設備を使用する場合は、「変更届の提出」及び「現地調査(調査員によるカラオケ利用に係る対策基準を満たしているか確認)」が必要となりますので、注意願います。
14	カラオケ設備の利用	緊急事態措置区域等において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用してカラオケ設備を提供する場合、カラオケをする予定のないお客様に対しても、ワクチン接種歴等の確認が必要なのか。	緊急事態措置区域等において、カラオケ設備を提供する場合は、カラオケをする予定のない者も含め、来店者全員のワクチン接種歴等の確認が必要になります。
15	カラオケ設備の利用	カラオケの行動制限が緩和される場合の、「収容率の上限を50%とする」とは、どういう意味か。	行動制限の緩和によってカラオケ設備を提供する場合、室内への入室を、定員の50%以下にする必要があります。
16	接種歴等の確認	ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、行動制限の緩和を希望するお客様のうち、接種証明や検査結果通知書をいずれも忘れた方に対しては、入店をお断りするしかないのか。	飲食に関しては、登録店舗であっても、同一グループ・同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認する必要はありません。テーブル間での交流が生じないことを前提に、5人以上のグループが複数のテーブルに分かれ、各テーブル4人以内とすることができます。 一方、カラオケ設備の利用を希望する場合は、接種歴等を確認できない場合は、利用ができなくなります。 これらの対応ができない場合は、入店をお断りしていただくことになります。
17	接種歴等の確認	ワクチン接種歴を確認する場合のチェックポイントは。	次の点について、確認してください。 ①2回接種を完了していること ②2回目接種後、14日以上経過していること(接種日を1日目として計算) ③提示された予防接種済証等が本人のものであること(身分証明書との突合により確認)
18	接種歴等の確認	検査結果を確認する場合のチェックポイントは。	次の点について、確認してください。 ①検査結果が陰性であること ②検査結果が有効期限内であること ③提示された検査結果通知書が本人のものであること(身分証明書との突合により確認)
19	接種歴等の確認	「ワクチン・検査パッケージ制度」において使用可能なワクチン接種歴の有効期限はいつまでか。	有効期限は、当面設定しないこととされていますが、今後、ワクチン接種による感染予防効果の減退に関するエビデンスや3回目接種の進捗状況を踏まえつつ、国において検討される予定です。
20	接種歴等の確認	検査結果の有効期限はいつまでか。	PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)の場合、検体採取日(検体採取日が不明の場合は検査日)の3日後まで有効です。抗原定性検査の場合、検査日(=検体採取日)の翌日まで有効です。
21	接種歴等の確認	ワクチン3回目を接種済みの場合、どの接種済証の提示が必要なのか。	3回目接種済みの場合は、3回目の接種済証のみの提示で足りります。
22	接種歴等の確認	身分証明書の限定はあるか。	運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でもかまいません。
23	接種歴等の確認	ワクチン接種証明書が電子化された場合は活用可能か。	電子化されたワクチン接種証明書は、使用可能です。なお、国等が開発したワクチン接種歴等の確認を可能とするアプリの取扱い等については、別途お知らせする予定です。
24	接種歴等の確認	12歳未満の児童の本人確認の方法は？	12歳未満の児童の本人確認や年齢確認は、健康保険証等や自己申告、保護者による申告によって確認してください。
25	接種歴等の確認	現在、ワクチンを接種できない12歳未満の児童について、行動制限を緩和するためには陰性の検査結果の確認が必要か。	6歳未満の未就学児については、同居する親等の監護者が同伴する場合は、行動制限を緩和する上で、検査は不要です。6歳以上12歳未満の児童については、行動制限を緩和する上で、陰性の検査結果の確認が必要です。
26	検査無料化	無料検査は、どこで受けられるのか。	ワクチン・検査パッケージ制度の登録店のお客様のうち、健康上の理由等でワクチン接種ができない方は、薬局等の検査機関で無料検査を受けることができます。無料検査の実施機関については、今後整備を進め、県のホームページ等で公表する予定です。